令和８年９月定例会

議案関係資料

番　　号	件　　名	ページ
議案第５７号	豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例の全部を改正する条例の制定について	1～15
議案第５８号	中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	16～17
議案第５９号	中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	18～20
議案第６０号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第６１号	財産の処分について	22～23
議案第６２号	村道の路線新規認定について	24～26
議案第６３号	村道の路線変更認定について	27～28
議案第６４号	令和８年度中札内村一般会計補正予算について	29～31

豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例施行規則（案）

令和●年●月●日規則第●号

（趣旨）

第１条　この規則は、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）及び豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例（令和８年条例第　号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（建築物以外の工作物）

第２条　条例第２条第１項第５号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

（１）　さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物

（２）　鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物

（３）　風力発電設備

（４）　煙突その他これらに類する工作物

（５）　物見塔その他これらに類する工作物

（６）　彫刻、記念碑その他これらに類する工作物

（７）　観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設

（８）　自動車車庫等の用に供する立体施設その他これらに類する工作物

（９）　アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設

（１０）　石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設

（１１）　汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物

（１２）　太陽電池発電設備（居住用建築物に設備を設置するものは除く。）

（行為の届出等）

第３条　条例第８条第１項に規定する行為の届出等（以下「行為の届出等」という。）をしようとする者は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添付し行わなければならない。

（１）　法第１６条第１項第１号から第３号の規定による届出行為の届出書（別記第１号様式）

（２）　法第１６条第１項第４号及び条例第８条第２項の規定による届出行為の届出書（別記第２号様式）

（３）　法第１６条第２項の規定による届出行為の変更届出書（別記第３号様式）

（４）　法第１６条第５項の規定による通知行為の通知書（別記第４号様式）

２　条例第８条第３項第１号の規則で定める工作物及び行為は別表第１のとおりとする。

３　条例第８条第３項第２号の規則で定める行為は、次に掲げる法令の規定に基づく、許可、認可、届出等を要する行為とする。

（１）　森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項、第３４条第１項及び第２項

（２）　自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第１０条第２項、第３項及び第６項（同法第１６条第４項において準用する場合を含む。）、第２０条第３項、第２１条第３項、第３３条第１項、第６８条第１項後段

（３）　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１２５条第１項、第１２７条第１項

４　条例第９条第１項の規則で定める図書は、別表第２のとおりとする。

５　第１項第３号の届出書には、景観法施行規則（平成１６年国土交通省令第１００号）第１条第２項各号に掲げる図書のうち、変更の内容の説明に必要なものを添付しなければならない。

６　条例第８条第４項の規定による通知は、審査終了通知書（別記第５号様式）により通知するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識）

第５条　法第２１条第２項及び法第３０条第２項の標識は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

２　前項の標識は、景観重要建造物にあっては別記第６号様式、景観重要樹木にあっては別記第７号様式によるものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準）

第６条　条例第１６条第１項第４号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

（１）　景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに村長と協議して、その滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。

（２）　景観重要建造物を損傷するおそれがある枯損した樹木又は、危険な樹木は速やかに伐採すること。

２　条例第１８条第１項第３号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

（１）　景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。

（２）　景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに村長と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

別表第１（第３条第２項関係）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">行為の種類</td><td colspan="2">エリアごとの行為の規模</td></tr>
<tr><td>自然景観・農地景観エリア</td><td>市街地景観エリア</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物※1</td><td colspan="2">（１）　新築又は移転</td><td>延床面積 1,000 ㎡又は高さ10m以上又は地上 3 階建て以上のもの</td><td>延床面積 50 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）　増築又は改築</td><td>増築又は改築後の延床面積 1,000 ㎡又は高さ 10m 以上又は地上 3 階建て以上のもの</td><td>増築又は改築後の延床面積が 50 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">（３）　外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更</td><td>延床面積 1,000 ㎡又は高さ 10m 以上又は地上 3 階建て以上の建築物で、かつ外観の変更が過半を超えるもの</td><td>延床面積が 50 ㎡を超える建築物の外観の変更が過半を超えるもの</td></tr>
<tr><td>工</td><td>（１）　新築</td><td>ア　さく、塀、擁壁そ</td><td colspan="2">高さ 3m を超えるもの</td></tr>
</table>

作物	又は移転	の他これらに類する工作物	
		イ　鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 ウ　風力発電設備 エ　煙突その他これらに類する工作物	高さ 15m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、高さ 5m を超えかつ地盤面からの工作物の 上端までの高さが 15m を超えるもの
		オ　物見塔その他これらに類する工作物	高さ 10m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m を超えかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの
		カ　彫刻、記念碑その他これらに類する工作物	高さ 10m 又は築造面積 2000 ㎡を超えるもの
		キ　観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設	
		ク　自動車車庫等の用に供する立体施設その他これらに類する工作物	
		ケ　アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
		コ　石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設	
		サ　汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物	

		シ　太陽電池発電設備 ※２	全てのもの
	（２）　増築又は改築		増築又は改築後の規模が、新設又は移転の届出に必要な規模を超えるもの
	（３）　外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		新設又は移転の届出が必要な規模で、かつ外観の変更が過半を超えるもの
開発行為（都市計画法第４条第 12 項）			開発区域面積 10,000 ㎡又はのり面・擁壁高さ 5m を超えるもの
森林の伐採			伐採面積が 5,000 ㎡以上かつ森林経営計画に基づかないもの
屋外における資材等の堆積			資材置場の区域の面積が 500 ㎡を超えるもの
屋外広告物　※３			1 箇所の表示面積が 2 ㎡を超えるもの

※１　ただし、屋外に設置する屋根付きの車庫で、三方向以上の周壁を持たないものは除く。

※２　居住用建築物に設備を設置するものは除く。

※３　自家用広告物、自己管理用広告物及び公共施設の案内用広告物は除く。

別表第２（第３条第４項関係）

行為	図書の種類
建築物の新築等又は工作物の新設等	ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺２，５００分の１以上のもの【位置図】 イ　当該敷地及び周辺の状況を示す写真 ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺１００分の１以上のもの【配置図】 エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図で縮尺５０分の１以上のもの オ　その他参考となるべき事項を記載した図書
都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する開発行為	ア　当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺２，５００分の１以上のもの【位置図】 イ　当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ウ　設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺１００分の１以上のもの【配置図】 エ　その他参考となるべき事項を記載した図書
条例第８条第２項第１号に規定する森	ア　行為を行う範囲や方法を明らかにする縮尺２，５００

林の伐採（法第１６条第１項第４号）	分の１以上の図面 イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 ウ　その他参考となるべき事項を記載した図書
条例第８条第２項第２号に規定する屋外における資材等の堆積（法第１６条第１項第４号）	ア　行為を行う範囲や方法を明らかにする縮尺２，５００分の１以上の図面 イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 ウ　その他参考となるべき事項を記載した図書
条例第８条第２項第３号に規定する屋外広告物（法第１６条第１項第４号）	ア　広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面 イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

別記第１号様式（第３条第１項第１号関係）

行為の届出書（建築物・工作物・開発行為）

年　　月　　日

中札内村長　様

届出者　住　　所　〒

氏　　名

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

担 当 者

（上記と異なる場合）

電話番号

景観法第16条第1項第1号から第3号の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>完了予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の場所</td><td colspan="5">中札内村</td></tr>
<tr><td rowspan="9">行為の種類及び設計又は施工方法</td><td rowspan="4">□建築物</td><td>区　分</td><td colspan="3">□新築　□増築　□改築　□移転
□外観の修繕・模様替　□外観の色彩変更</td><td>用途
＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ・階数
＿＿＿m・＿＿階
（増改築分　m　階）</td><td colspan="2">敷地面積
＿＿＿＿m²</td><td colspan="2">延床面積
＿＿＿＿m²
（増改築部＿＿＿m²）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">色彩
（マンセル値）</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">□工作物</td><td>区　分</td><td colspan="5">□新築　□増築　□改築　□移転
□外観の修繕又は模様替　□外観の色彩の変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">用　途
＿＿＿＿＿＿</td><td colspan="2">高さ
＿＿＿＿m
（増改築＿＿＿m）</td><td colspan="2">築造面積
＿＿＿＿m²
（増階部分＿＿＿m²）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□開発行為</td><td colspan="2">開発区域の面積
＿＿＿＿m²</td><td colspan="2">行為の内容</td><td colspan="2">法面又は擁壁の高さ
＿＿＿＿m</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出内容に係る照会先
※届出者と異なる場合</td><td colspan="5">住所　〒</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5">法人名・事務所名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">担当者名</td><td colspan="2">電話番号</td></tr>
</table>

注1 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。

2 該当する□内に、レ印を付すこと。

3 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。

4 次の図書を添付すること。

（1） 建築物の新築等又は工作物の新設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2，500分の1以上のもの【位置図】

イ 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの【配置図】

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

（2） 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合

ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2，500分の1以上のもの【位置図】

イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの【配置図】

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

別記第２号様式（第３条第１項第２号関係）

行為の届出書（森林の伐採・屋外における資材等の堆積・屋外広告物）

年　　月　　日

中札内村長　様

届出者　住　　所　〒

氏　　名

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

担 当 者

（上記と異なる場合）

電話番号

景観法第16条第1項第4号及び条例第8条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">着手予定日</td><td>年　月　日</td><td>完了予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の場所</td><td colspan="4">中札内村</td></tr>
<tr><td rowspan="4">行為の種類及び施工方法等</td><td>□森林の伐採</td><td>伐採面積
＿＿＿＿＿＿㎡</td><td colspan="3">伐採理由・伐採後の様態
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td>□屋外における資材等の堆積</td><td>面積
＿＿＿＿＿＿㎡</td><td>高さ
＿＿＿＿＿＿m</td><td colspan="2">堆積物の内容
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□屋外広告物</td><td>種類
＿＿＿＿＿＿＿＿</td><td>縦の長さ　＿＿＿＿m
横の長さ　＿＿＿＿m</td><td colspan="2">一面の表示面積　　面数
＿＿＿＿＿＿㎡　＿＿＿＿面
表示面積合計　＿＿＿＿＿＿㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">北海道屋外広告物条例に基づく許可申請</td><td colspan="2">□実施済　□未実施</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出内容に係る照会先
※届出者と異なる場合</td><td colspan="4">住所　〒</td></tr>
<tr><td colspan="4">法人名・事務所名</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当者名</td><td colspan="2">電話番号</td></tr>
</table>

注1　該当する□内に、レ印を付すこと。

2　屋外広告物は北海道屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となるため、本届出書とは別に北海道へ申請すること。

3　次の図書を添付すること。

（1）　森林の伐採又は屋外における資材等の堆積の場合

ア　行為を行う範囲や方法を明らかにする縮尺 2,500 分の1以上の図面

イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（2）　屋外広告物の場合

ア　広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面

イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

別記第３号様式（第３条第１項第３号関係）

行為の変更届出書

年　　月　　日

中札内村長　様

〒
届出者　住　　所

氏　　名

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

担 当 者

（上記と異なる場合）

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

変更部分に係る行為の着手予定日		年　月　日	完了予定日	年　月　日
行為の場所		中札内村		
当初の届出年月日		年　月　日		
変更の理由				
変更する設計又は施工方法の内容	変更前			
	変更後			
届出内容に係る照会先 ※届出者と異なる場合		住所　〒		
		法人名・事務所名		
		担当者名	電話番号	

注　届出書の提出に当たっては、行為の届出に必要となる添付図書のうち、当該変更の内容を明らかにする図書を添付してください。

別記第４号様式（第３条第１項第４号関係）

行為の通知書

年　　月　　日

中札内村長　様

〒

通知者　住　　所

機 関 名

氏　　名

電話番号

担 当 者

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>完了予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の場所</td><td colspan="5">中札内村</td></tr>
<tr><td rowspan="8">行為の種類及び設計又は施工方法</td><td rowspan="3">□建築物</td><td>区　分</td><td colspan="3">□新築　□増築　□改築　□移転
□外観の修繕・模様替　□外観の色彩変更</td><td>用途
＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ・階数
＿＿＿m・＿＿＿階
（増改築分　m　階）</td><td colspan="2">敷地面積
＿＿＿＿＿＿㎡</td><td colspan="2">延床面積
＿＿＿＿＿＿㎡
（増改築部＿＿＿＿㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">色彩
（マンセル値）</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">□工作物</td><td>区　分</td><td colspan="4">□新築　□増築　□改築　□移転
□外観の修繕又は模様替　□外観の色彩の変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">用　途
＿＿＿＿＿＿</td><td>高さ
＿＿＿＿m
（増改築＿＿＿＿m）</td><td colspan="2">築造面積
＿＿＿＿＿＿㎡
（増階部分＿＿＿＿㎡）</td></tr>
<tr><td>□開発行為</td><td colspan="2">開発区域の面積
＿＿＿＿＿＿㎡</td><td>行為の内容</td><td colspan="2">法面又は擁壁の高さ
＿＿＿＿＿＿m</td></tr>
<tr><td>□森林の伐採</td><td colspan="2">伐採面積
＿＿＿＿＿＿㎡</td><td colspan="3">伐採理由・伐採後の様態
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td>□屋外における資材等の堆積</td><td colspan="2">面積
＿＿＿＿＿＿㎡</td><td>高さ
＿＿＿＿＿＿m</td><td colspan="2">堆積物の内容
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

注1 「通知者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。

2 該当する□内に、レ印を付すこと。

3 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。

4 次の図書を添付すること。

(1) 建築物の新築等又は工作物の新設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2，500分の1以上のもの【位置図】

イ 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの【配置図】

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合

ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2，500分の1以上のもの【位置図】

イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの【配置図】

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(3) 森林の伐採又は屋外における資材等の堆積の場合

ア 行為を行う範囲や方法を明らかにする縮尺 2,500 分の1以上の図面

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ その他参考となるべき事項を記載した図書

別記第５号様式（第３条第６項関係）

審査終了通知書

年　　月　　日

様

中札内村長

豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例第8条の規定により、　　年　　月　　日付けで提出のありました下記の行為については、審査の結果、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものと認めましたので通知します。

記

１　行為の場所

２　行為の概要

３　その他

別記第６号様式（第５条第２項関係）

この建造物は、景観法第１９条第１項の規定により指定された景観重要建造物である。

中札内村

指定番号　　中札内村景観重要建造物　第　　号
建造物の名称
指定年月日

注　縦１５㎝以上、横２０㎝以上

別記第７号様式（第５条第２項関係）

この樹木は、景観法第２８条第１項の規定により指定された景観重要樹木である。

中札内村

指定番号　　中札内村景観重要樹木　第　　号

樹木の樹種

指定年月日

注　縦１５㎝以上、横２０㎝以上

中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例

中札内村公共下水道条例（平成９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正前

（使用料の徴収）

第24条　村長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、**基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、**翌月の25日までとする。

２・３　（略）

（使用料の算定方法）

第25条　使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般用	６立方メートルまで	1,200円	10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき	180円
	７立方メートルから９立方メートルまで	1,500円		
	10立方メートル	1,800円		

２～４　（略）

改正後

（使用料の徴収）

第24条　村長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、翌月の25日までとする。

２・３　（略）

（使用料の算定方法）

第25条　使用料の額**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）**は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般用	６立方メートルまで	1,300円	10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき	190円
	７立方メートルから９立方メートルまで	1,600円		
	10立方メートル	1,900円		

２～４　（略）

５　毎使用月において使用者が排除する汚水の生物化学的酸素要求量が、１リットルにつき５日間に200ミリグラムを超える場合は、次の表に定めるところにより算定した水質使用料の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を第１項の使用料の額に加算する。ただし、汚水の量が使用月につき700立方メートルに満たない場合は、この限りでない。

区分	汚水１リットル中の生物化学的酸素要求量	料金（１立方メートルにつき）
水質使用料	200ミリグラムを越え400ミリグラムまで	40円
	400ミリグラムを越え580ミリグラムまで	80円
	580ミリグラムを越えるもの	120円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年３月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の中札内村公共下水道条例（以下、「新条例」という。）第25条第１項及び第５項の規定は、令和９年４月１日以後に行う検針に係る使用料について適用し、同日前に行った検針に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、令和９年４月１日から令和10年３月31日までの間に行う検針に係る水質使用料の額は、新条例第25条第５項に定める額に100分の80を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、令和10年４月１日から令和11年３月31日までの間に行う検針に係る水質使用料の額は、新条例第25条第５項に定める額に100分の87を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、令和11年４月１日から令和12年３月31日までの間に行う検針に係る水質使用料の額は、新条例第25条第５項に定める額に100分の93を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例

中札内村営住宅管理条例（平成８年条例第１８号）等の一部を次のように改正する。

第１条による改正（中札内村営住宅管理条例の一部改正）

<table>
<tr><th>改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第64条　村長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、翌月の25日までとする。
２　（略）
３　第１項の使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">基本使用料</th><th colspan="2">超過使用料</th></tr><tr><th>汚水量</th><th>料金</th><th>汚水量</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="3">一般用</td><td>６立方メートルまで</td><td>1,200円</td><td rowspan="3">10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき</td><td rowspan="3">180円</td></tr><tr><td>７立方メートルから
９立方メートルまで</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>10立方メートル</td><td>1,800円</td></tr></table>４　（略）</td><td>（使用料）
第64条　村長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿翌月の25日までとする。
２　（略）
３　第１項の使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">基本使用料</th><th colspan="2">超過使用料</th></tr><tr><th>汚水量</th><th>料金</th><th>汚水量</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="3">一般用</td><td>６立方メートルまで</td><td>1,300円</td><td rowspan="3">10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき</td><td rowspan="3">190円</td></tr><tr><td>７立方メートルから
９立方メートルまで</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>10立方メートル</td><td>1,900円</td></tr></table>４　（略）</td></tr>
</table>

第２条による改正（中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正）

改正前

（排水処理施設の使用料）

第27条　村長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、**基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、**翌月の25日までとする。

２　（略）

３　第１項の使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般用	６立方メートルまで	1,200円	10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき	180円
	７立方メートルから９立方メートルまで	1,500円		
	10立方メートル	1,800円		

４　（略）

改正後

（排水処理施設の使用料）

第27条　村長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿翌月の25日までとする。

２　（略）

３　第１項の使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般用	６立方メートルまで	1,300円	10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき	190円
	７立方メートルから９立方メートルまで	1,600円		
	10立方メートル	1,900円		

４　（略）

第３条による改正（中札内村地域振興住宅管理条例の一部改正）

改正前

（排水処理施設の使用料）

第18条　村長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、**基本料金については、その月の25日までとし、超過料金については、**翌月の25日までとする。

２　（略）

３　第１項の使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般用	６立方メートルまで	1,200円	10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき	180円
	７立方メートルから９立方メートルまで	1,500円		
	10立方メートル	1,800円		

４　（略）

改正後

（排水処理施設の使用料）

第18条　村長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の納入期日は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿翌月の25日までとする。

２　（略）

３　第１項の使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般用	６立方メートルまで	1,300円	10立方メートルを超える場合、超過１立方メートルにつき	190円
	７立方メートルから９立方メートルまで	1,600円		
	10立方メートル	1,900円		

４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年３月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の排水処理施設使用料の規定は、令和９年４月１日以後に行う検針に係る使用料について適用し、同日前に行った検針に係る使用料については、なお従前の例による。

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中札内村水道事業給水条例（平成１０年条例第９号）の一部を次のように改正する。

改　　正　　前	改　　正　　後
別表第１（第23条関係） 水道料金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	別表第１（第23条関係） 水道料金**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）**

附　則

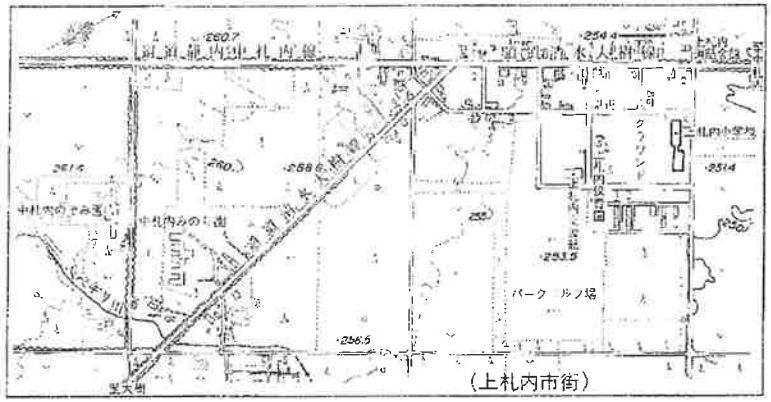
この条例は、令和９年３月１日から施行する。

泉区分譲地価格表

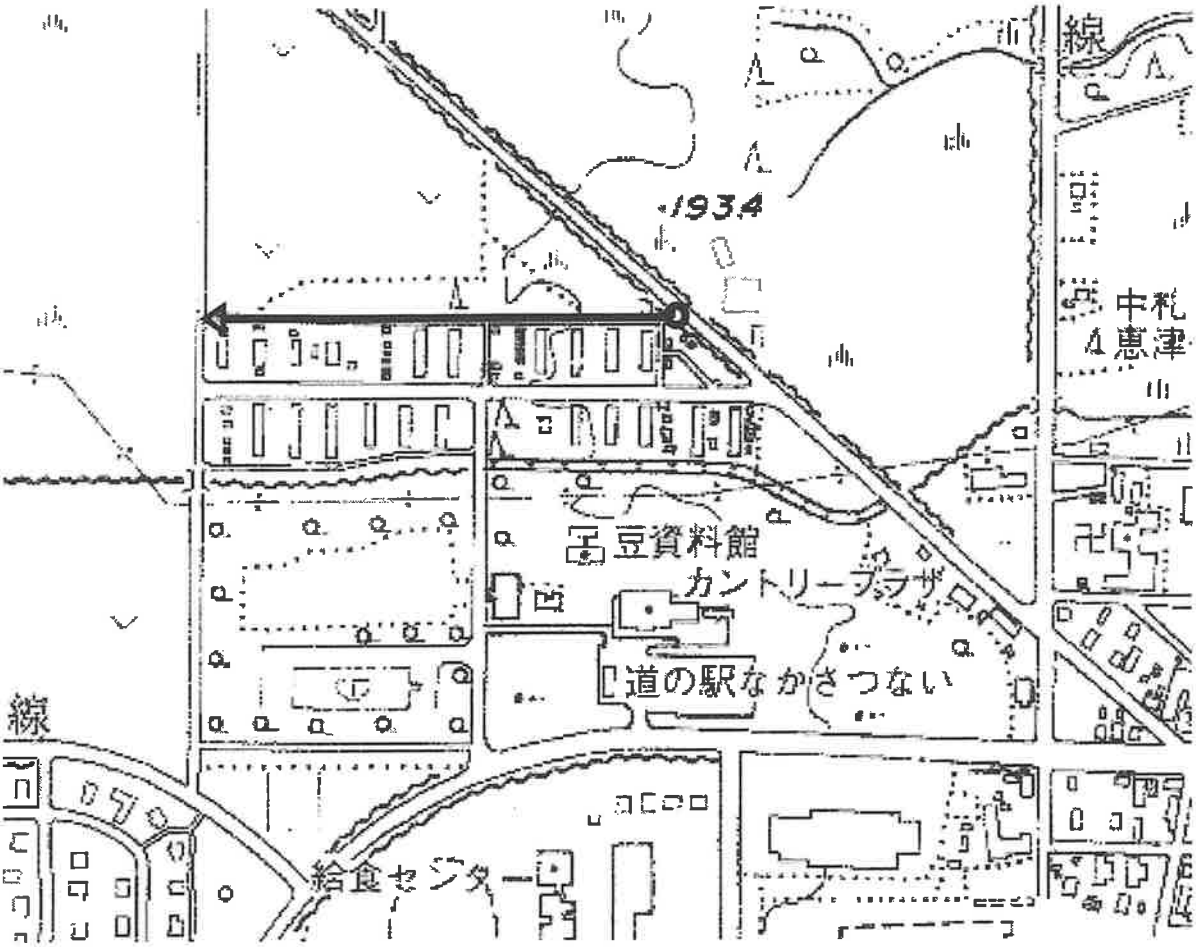
区画	面積(㎡)	面積(坪)	単価	価格
1	414.15	125.28	27,500	3,445,000
2	451.53	136.59	27,500	3,756,000
3	245.59	74.29	26,000	1,931,000
4	245.59	74.29	26,000	1,931,000
5	245.59	74.29	26,000	1,931,000
6	245.60	74.29	26,000	1,931,000
7	245.59	74.29	26,000	1,931,000
8	245.59	74.29	26,000	1,931,000
9	244.42	73.94	27,500	2,033,000
10	245.60	74.29	26,000	1,931,000
11	245.59	74.29	26,000	1,931,000
12	245.60	74.29	26,000	1,931,000
13	245.60	74.29	26,000	1,931,000
14	245.60	74.29	26,000	1,931,000
15	245.59	74.29	26,000	1,931,000
16	244.42	73.94	27,500	2,033,000
17	254.20	76.90	27,000	2,076,000
18	253.02	76.54	27,500	2,104,000
19	254.20	76.90	27,000	2,076,000
20	253.02	76.54	27,500	2,104,000
合計	5,316.09	1,608.11		42,799,000


凡例
電柱
街路灯
ごみ収集箇所
消火栓
公営住宅
1
2
防火水そう
10
3
11
4
12
5
13
6
14
7
15
8
16
9
18
17
20
19
N
恵津美川

路線番号161　泉団地1号道路
路線番号162　泉団地2号道路　　位置図

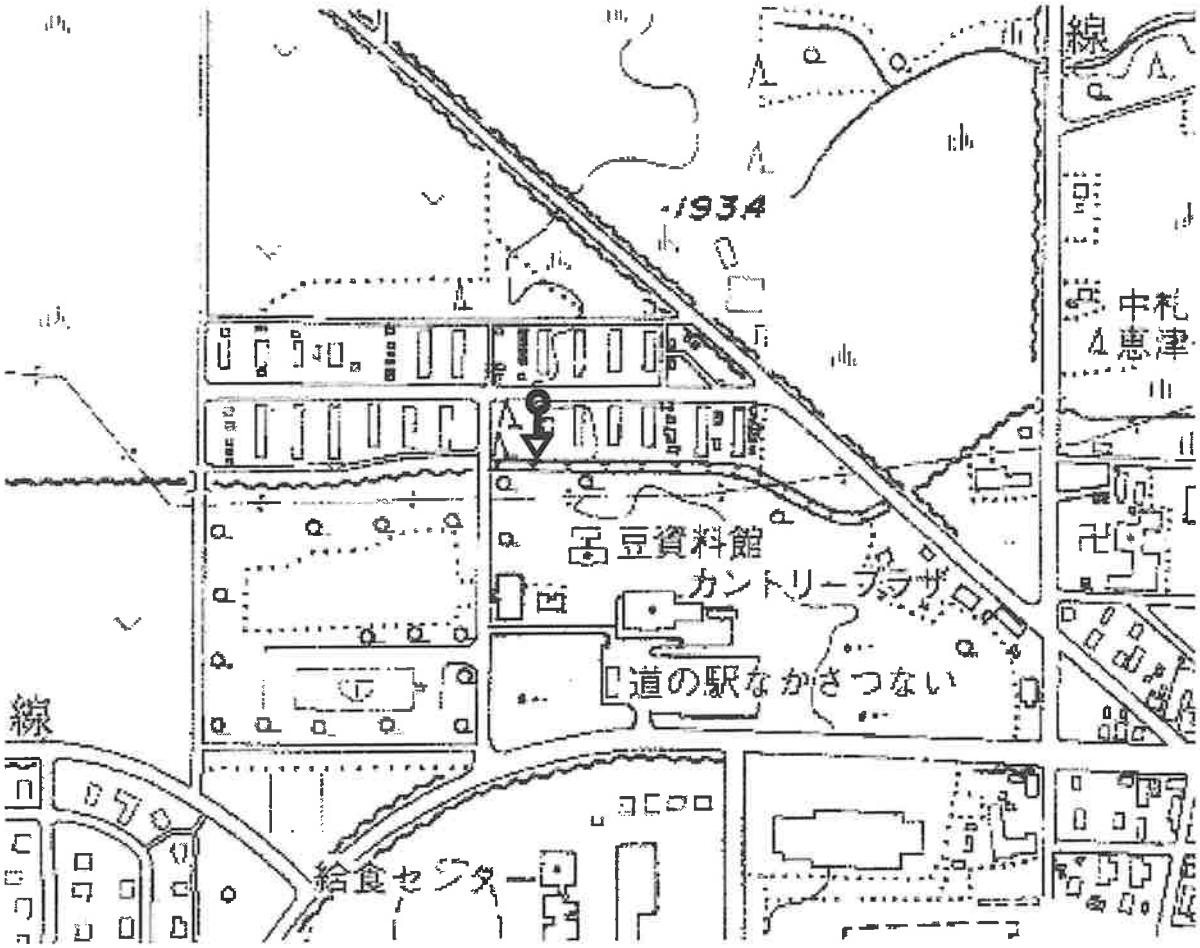


村道の路線新規認定図



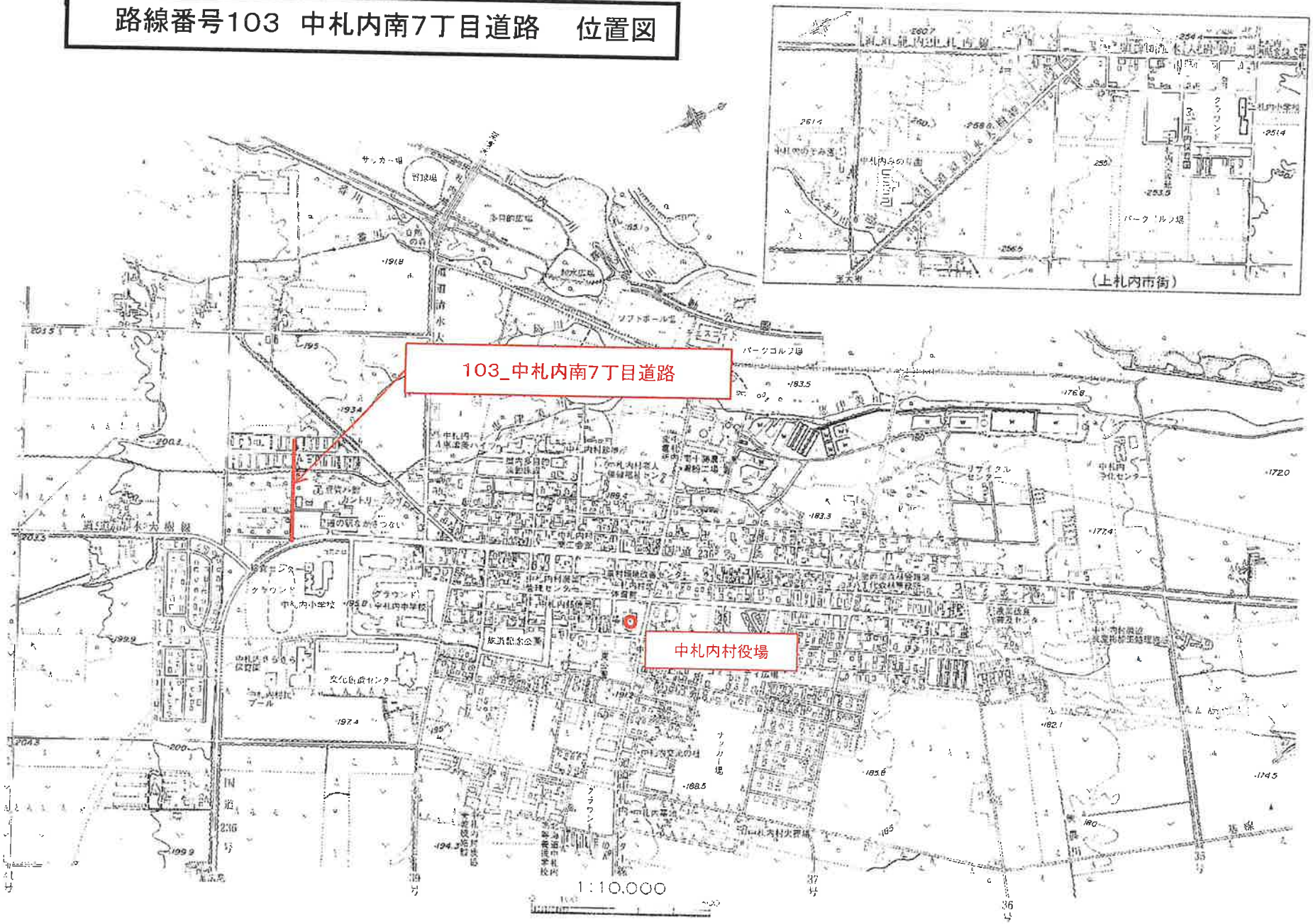
路線新規認定概要		
路線番号	１６１	
路線名	泉団地１号道路	
認定概要	新規認定	
	起点	西２条南７丁目１番地２２
	終点	西２条南８丁目２番地
延長距離	３２７．７６ｍ	

村道の路線新規認定図

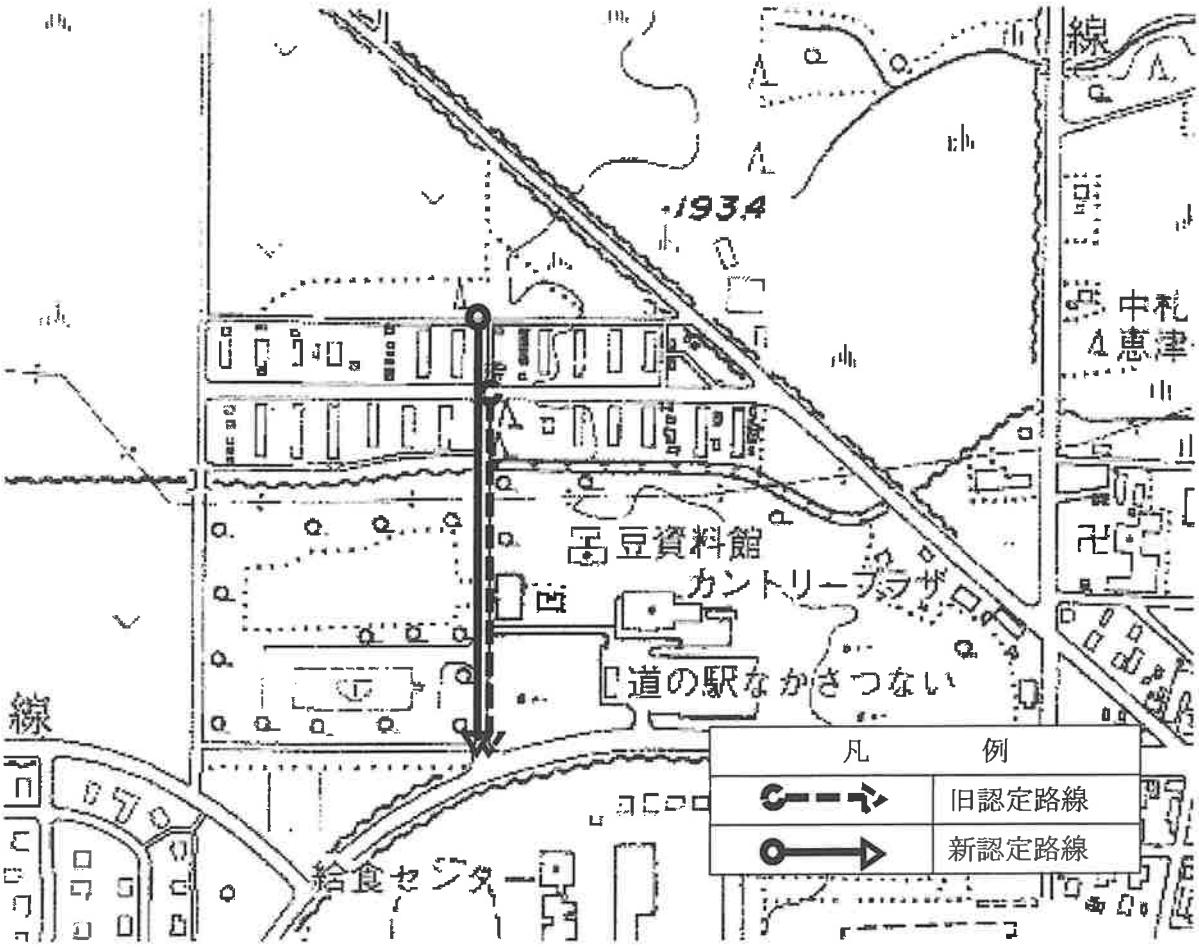


路線新規認定概要		
路線番号	１６２	
路線名	泉団地２号道路	
認定概要	新規認定	
	起点	西２条南７丁目１番地１８
	終点	西２条南７丁目１番地１７
延長距離	３９．８０ｍ	

路線番号103　中札内南7丁目道路　位置図



村道の路線変更認定図



路線変更認定概要		
路線番号	１０３	
路線名	中札内南７丁目道路	
認定概要	村道起点の変更（移動）	
	旧	西２条南７丁目１０番地
	新	西２条南７丁目１番地１６
路線の延長	旧	２４５．７２ｍ
	新	２８９．６７ｍ

鹿捕獲用囲いわな資料

●設置場所（別紙位置図参照）

●設置スケジュール

9月上旬	随意契約の取り進め開始
10月上旬	契約締結
10月中旬	囲いわな設置
10月～12月	ゲート解放期間（概ね２か月）
	※囲いわなは２か月程度の誘引期間を設け、鹿にわながある環境に慣れさせる必要がある。
1月	捕獲・駆除実施
	※１回目の駆除以降、２回目ゲート解放
3月中旬	囲いわな撤去

●囲いわな概要（別紙平面図参照）

寸法	10m×10mの正方形
囲いの高さ	２m（金属製フェンス）
管理ゲート	管理用１箇所　幅90cm　高さ180cm

●捕獲ゲートシステム

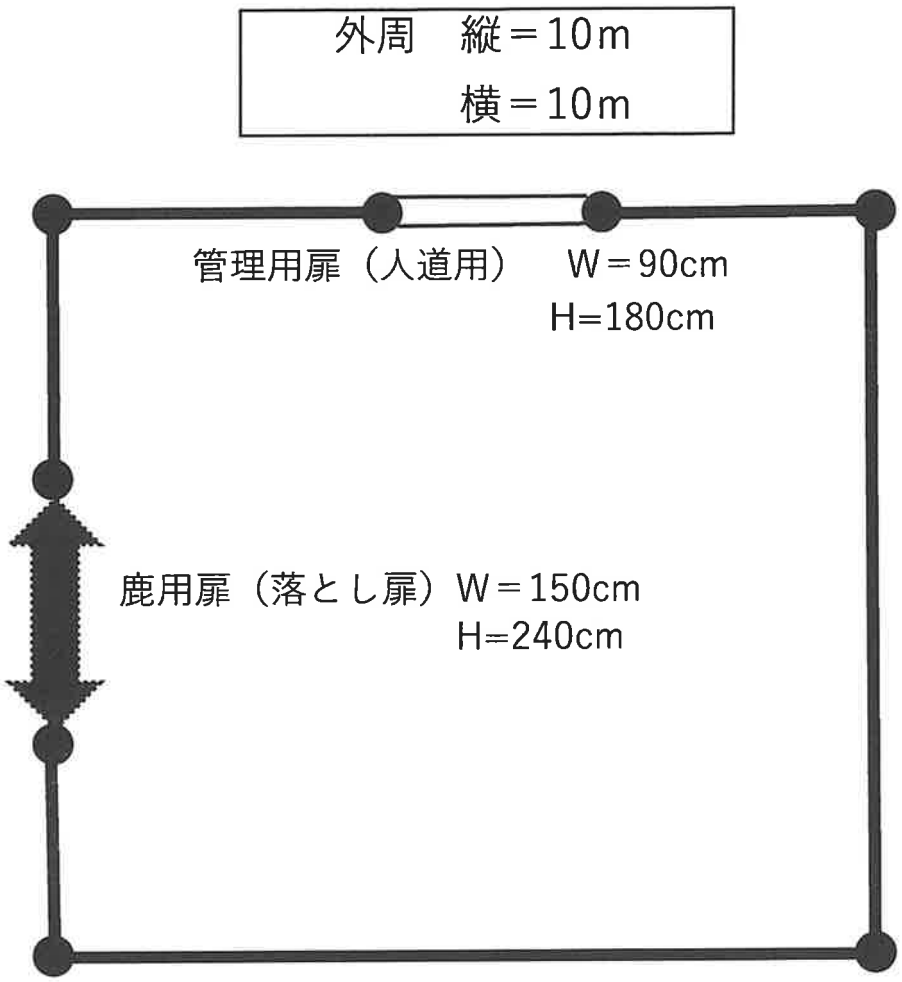
捕獲ゲート	鹿用１箇所　幅150cm　高さ240cm
監視システム	侵入センサー　侵入通知、自動捕獲を制御
	ネットワークカメラ　赤外線により夜間撮影可能

中札内村要図

鹿捕獲用囲いわな設置位置図



囲いわな平面図（概要）



フェンス高さ　H=2m

● 角杭位置（控え杭、根枷杭取付）

鹿用扉付近に侵入センサー等設置